

令和2年 壱岐市議会定例会 9月会議 会議録(第5日)

議事日程(第5号)

令和2年9月29日 午前10時00分開議

日程第1	議案第53号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第54号	原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第55号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第56号	令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第57号	令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第58号	令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第59号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第60号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	認定第1号	令和元年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員長報告・認定 本会議・認定
日程第10	認定第2号	令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第11	認定第3号	令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第12	認定第4号	令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第13	認定第5号	令和元年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第14	認定第6号	令和元年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第15	認定第7号	令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第8号	令和元年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	要請第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	総務文教厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第18	要望第1号	市歌【壱岐・洋々】を電話の保留音で対応することを要望	産業建設常任委員長報告・採択 本会議・採択

日程第19	議案第61号	公有水面埋立について	農林水産部長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
日程第20	議案第62号	公有水面埋立について	農林水産部長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
日程第21	議案第63号	損害賠償の額の決定について	保健環境部長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
日程第22	議案第64号	損害賠償の額の決定について	建設部長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
日程第23	議案第65号	壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務部長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
日程第24	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・了承
日程第25	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・了承
日程第26	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・了承
日程第27	発議第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・可決
追加日程第1	議案第66号	令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）	財政課長 議案説明・質疑あり・委員会付託省略・可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 中原 正博君	2番 山川 忠久君
3番 山内 豊君	4番 植村 圭司君
5番 清水 修君	6番 土谷 勇二君
7番 久保田恒憲君	8番 音嶋 正吾君
9番 小金丸益明君	10番 町田 正一君
11番 鵜瀬 和博君	12番 中田 恭一君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 赤木 貴尚君	16番 豊坂 敏文君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 村田 靖君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 副市長 …………… 眞鍋 陽晃君
教育長 …………… 久保田良和君 総務部長 …………… 久間 博喜君
企画振興部長 …………… 本田 政明君 市民部長 …………… 石尾 正彦君
保健環境部長 …………… 崎川 敏春君 建設部長 …………… 増田 誠君
農林水産部長 …………… 谷口 実君 教育次長 …………… 西原 辰也君
消防本部消防長 …………… 山川 康君 総務課長 …………… 中上 良二君
財政課長 …………… 松尾 勝則君 会計管理者 …………… 松本 俊幸君
監査委員 …………… 吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さんおはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新報社ほか1名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日までに、白川博一市長より追加議案8件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。このたび、壱岐市発注工事における不適正な事務処理が発生したことについて、議員各位そして市民皆様におわびを申し上げます。

平成30年度繰越予算により、令和元年度に実施した工事名「古城団地（2棟）内部部分改修工事」において、工事の精算処理が遅れ、後日設計内容を精査した結果、最終契約額に対し1,879万2,400円が超過となり、未払いとなる不適切な事務処理が発生いたしました。このため、当該工事受注業者に対し、未払いとなった超過金額1,879万2,400円について、本日議案第64号で損害賠償の額の決定についての議案を上程し、当該議案が議決いただきましたならば、その後賠償金として本内容を含めた補正予算を上程することといたしております。

本件について、その不適正な事務処理により、公共工事に対する信用の失墜とともに、工事の請負業者様、議会そして市民皆様に多大な御迷惑をおかけすることになったことに対し、心からおわびを申し上げます。

今回の件に係る関係職員の処分につきましては、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分として、当時の主任監督員であった職員を減給10分の1、1か月、同じく監督員で会った職員を戒告とする処分決定を行い、昨日9月28日付で処分書の交付を行いました。

なお、本工事における他の関係職員並びに管理監督責任者である当時の上司については、この3月にいずれも定年退職をしております。

今回の事案を受けて、発注者としての行政責任を明確にするため、自らの判断として給料を1か月間10分の1減額することとし、壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について、本日併せて議案を提出させていただくことといたしております。

今回の事案の主な要因は、業務上の連携や指示、指導が不十分だったこと、職員間——これは私や副市長も含めてでありますけれども——情報の共有が不十分だったこと等が挙げられます。

今回の事案について、再発防止の取組の1つとして今後DX——デジタルトランスフォーメーション——を活用した組織コミュニケーションの効率化に向けた取組を推進するため、情報共有や伝達、意見交換、合意形成等、迅速に行うことが期待できる自治体専用のビジネスチャットを導入するほか、工事等の施工管理についてもさらに十分な報告を求めることといたしております。

このような事案が発生しましたことに、重ね重ねおわび申し上げますとともに、今後市民皆様の信頼を回復するために、再発防止に全力で取り組んでまいります。

誠に申し訳ありませんでした。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 議案第53号～日程第18. 要望第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第53号から、日程第18、要望第1号まで、18件を一括議題とします。

本件につきましては、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。鵜瀬和博総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 令和2年9月29日。

壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長、鵜瀬和博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、本市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第53号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第54号原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正について、原案可決。

議案第56号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第57号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第58号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

認定第2号令和元年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第3号令和元年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号令和元年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第6号令和元年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会意見。

議案第54号原の辻一支国王都復元公園条例の一部改正について。

原の辻一支国王都復元公園に指定管理者制度を導入するにあたっては、当該施設の設置目的と将来展望を十分に見据え、適切な事業運営が遂行できる事業者を公募により選定すること。

また、指定管理者制度に移行することで壱岐市負担が年間360万円相当の削減効果を見込んでいるが、原の辻一支国王都復元公園については、復元施設建設後、長年にわたり風雨にさらされ、経年劣化が散見される。今後の運営、維持管理については、国の特別史跡であることを考慮しつつ、VR等の活用や展示復元方法など十分研究・検討され、指定管理者である民間のアイデア、能力を生かし、年間入園者目標4万人達成に向けて、効率的かつ効果的な維持運営に努められたい。

さらには、壱岐市立一支国博物館との連携も視野に入れ、教育学習、観光の拠点となるよう一体的な取組を期待する。

引き続き、委員会審査報告書。

本委員会に付託された要請は、審査の結果次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

要請第1号、令和2年9月14日付託。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見、なし。

措置として、意見書を提出するように決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容については提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。土谷勇二産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 令和2年9月29日。

壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長、土谷勇二。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果。

議案第59号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第60号令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

認定第5号令和元年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号令和元年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第8号令和元年度壱岐市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託された要望は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。

要望第1号。

付託年月日、令和2年9月14日。

市歌「壱岐・洋々」を電話の保留音で対応することを要望。

審査の結果、採択すべきもの。

委員会の意見、下記のとおりです。

措置、市長へ送付。

委員会意見。

本市は、第3期壱岐市観光振興計画を策定し、市の特性を生かした持続可能な観光のしまづくりを目指し、その基本となる理念・方針を掲げ、行政、市民、観光振興団体、民間事業者などが一体となって観光振興を推進している。

本市をはじめとする離島地域において、観光振興による観光客の誘客は、商工業などの産業が少ないことに加え、少子高齢化による人口減少の状況の中、地域経済の成長戦略及び活性化、定住人口の増加の期待に大きく寄与すると考える。本市も壱岐の魅力を国内外に発信し、一人でも多くの観光客の皆さんに来島してもらうため、SNSや各種メディアを広く活用した宣伝を行っていく中で、本要望はその1つの手段としての趣旨は理解する。

現在、執行部において市歌、壱岐洋洋を4庁舎の電話の保留音とするための電話装置の更新及び既存装置の設定変更工事を実施する計画であるため、採択すべきものとする。なお、各出張所への設定の取扱いについては、予算措置等もあるので市長に一任することとする。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。鵜瀬和博予算特別委員長。

〔予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 令和2年9月29日。

壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

予算特別委員会委員長、鵜瀬和博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第55号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。赤木貴尚決算特別委員長。

〔決算特別委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○決算特別委員長（赤木 貴尚君） 令和2年9月29日。

壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

決算特別委員会委員長、赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、認定第1号。件名、令和元年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について。審査の結果、認定。

委員会意見。

壱岐病院への派遣職員について。長崎県病院企業団は、6市1町で構成されている。構成自治体から市職員の派遣を行っているのは壱岐市だけである。派遣職員への給与は、長崎県病院企業団から支給されているのは理解しているが、壱岐病院開院から5年が経過しており、早急に派遣職員の壱岐市への帰任を行うべきである。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、決算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで決算特別委員長の報告を終わります。

〔決算特別委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第53号及び議案第54号の2件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第53号及び議案第54号の2件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第53号及び議案第54号の2件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第55号から議案第60号までの6件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第55号から議案第60号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第55号から議案第60号までの6件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、認定第1号から認定第8号までの8件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第1号から認定第8号までの8件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。各決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第1号から認定第8号までの8件は、原案のとおり全て認定とすることに決定しました。

次に、要請第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要請第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。この要請に対する委員長の報告は、採択です。要請第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、要望第1号は、採択することに決定しました。

次に、要望第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要望第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。この要望に対する委員長の報告は、採択です。要望第1号を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、要望第1号は、採択とすることに決定しました。

日程第19. 議案第61号～日程第20. 議案第62号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第19、議案第61号及び日程第20、議案第62号の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出の議案につきましては、担当部長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第61号と議案第62号を続けて御説明申し上げます。

議案第61号公有水面埋立について御説明を申し上げます。

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

埋立て位置につきましては、壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番2、298番2に隣接する白地。字本浦105番24、105番24及び105番4に隣接する白地の地先公有水面でございます。

埋立面積は1,582.74平方メートル。

埋立地の用途はふ頭用地であります。

埋立承認出願人は長崎県でございます。

次のページに、位置図と字図を添付しております。赤く塗り潰した部分が当該箇所でございます。なお、内側の壱岐市施工部につきましては、次の議案第62号で御提案いたします。

提案理由としまして、公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

この埋立地につきましては、長崎県管理の勝本港塩谷地区内でありまして、地区の南側に整備される漁業の安全かつ円滑な就労環境の確保並びに周辺商店街の活性化と観光客の集客増大を図ることを目的としたふ頭用地を造成するため、埋立承認が必要となり、今回公有水面の埋立申請をするものでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号公有水面埋立について御説明を申し上げます。

下記地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

埋立位置につきましては、壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番2に隣接する白地、及び字本浦105番24並びに105番4に隣接する白地の地先公有水面でございます。

埋立面積は2,339.59平方メートル。

埋立地の用途は多目的広場用地であります。

埋立承認出願人は壱岐市でございます。

次のページに、位置図と字図を添付しております。赤く塗り潰した部分が当該箇所でございます。

提案理由としまして、公有水面埋立法第3条第1項の規定により意見を求められたので、公有水面埋立法第3条第4項に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

この埋立地につきましては、長崎県管理の勝本港塩谷地区内でありまして、地区の南側に整備される漁業の安全かつ円滑な就労環境の確保並びに周辺商店街の活性化と観光客の集客増大を図ることを目的とした県が整備する物揚げ場の内側に多目的広場用地を造成するため、埋立承認が必要となり、今回公有水面の埋立申請をするものでございます。

以上で、議案第62号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、議案第61号及び議案第62号の2件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号及び議案第62号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号の2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第61号及び議案第62号の2件について、一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号及び議案第62号の2件を一括して採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第61号及び議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第63号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第21、議案第63号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第63号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

損害賠償の相手方。壱岐市郷ノ浦町物部本村触公民館。

損害賠償の額。2万3,870円。

損害賠償の理由につきましては記載のとおりであります。事故の詳細につきまして御説明申し上げます。

令和2年4月28日午後2時15分頃、郷ノ浦町物部本村触公民館前の市道物部2号線において、壱岐市環境管理組合職員が運転する壱岐市勝本町自給肥料供給センター公用車（液肥散布車）が、散布依頼者と圃場を確認するため、散布車3台を連ねて路肩に駐車させ、最後尾の3台目の運転手がサイドブレーキを引き、運転席から降りて車止めを設置しようと回り込もうとしておりましたところ、緩やかな坂道を後退し始め、液肥満載状態の散布車を運転手3人の人力では

なすすべもなく、約18メートル後方の物部本村触公民館の外壁に接触し、公民館の外装板の一部及び液肥散布車の一部を損傷する物損事故でございます。

本事故につきましては、液肥満載による負荷の判断を誤り、エンジンを切らず、ギアをニュートラルのままサイドブレーキを引いた状態で車止めを設置しようとしたことが要因で発生したものであります。

過失割合につきましては、市所有の液肥散布車の過失割合が10割であります。

また、組合職員への処分につきましては、公用車の運転にあたって、事故防止に細心の注意を払うよう、嚴重注意処分といたしております。

提案理由は、損害賠償の額の決定につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるものでございます。

今後、このような事故が起こらないよう、安全運転、安全作業マニュアルを再度確認し、再発防止に向けた指導を行ってまいります。

以上で、議案第63号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第64号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第22、議案第64号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第64号損害賠償の額の決定について御説明いたします。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものです。

本日の提出です。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町内の法人。

損害賠償額は、1,879万2,400円。

損害賠償の理由は、平成30年度繰越予算により令和元年度に実施した古城団地（2棟）内部部分改修工事について、工事の精算処理が遅れ、後日、市の積算基準に基づき、実工事の数量や単価などを精査し、請負比率を乗じ、市が作成した設計額を提示した上で受注者と協議した結果、最終契約額に対して1,879万2,400円が未払いとなっていることから、当該受注者に対し、本来支払うべき金額1,879万2,400円を賠償金として追加して支払う必要があるためでございます。

さる9月25日に、受注者との間で示談書に押印をいただいております。本議案を可決いただいたならば、市も押印し、示談成立となります。

本工事は分離発注で、電気工事及び給排水工事につきましては、平成30年10月に落札業者が決定していましたが、内部部分改修工事につきましては、入札が3度にわたり不調に終わったため、令和元年度の繰越し事業となり、法にのっとり3回目に応札した業者と見積り入札を実施し、令和元年6月に4回目で落札しました。

この間、先に落札した電気工事及び給排水工事は、工事を一時中断せざるを得ない状況でした。

令和元年6月の施工業者との打合せの折に、給排水工事業者から落札から8か月以上経過している状況では、手持ち工事の状況も大きく変化し、建築工事が落札されたからと言ってすぐに体制を整えるのは困難であること。入居者の転居後の施工になるが、玄関ドアの改修が追加で必要なこと。建物の構造上、2工程を3工程に変更しなければならないことなどにより、工期延長をせざるを得ない状況が、発注者の市と受注業者との協議により確認されています。

令和元年7月に3工種全ての監理業務委託業者が決定し、同年7月19日の第1回工程会議の中で、令和元年度中に必ず工事を完成させなければならない繰越し工事であり、工期の短縮を図るため、当初浴槽改修からユニットバスへ工法を変更しております。

本来、追加工事としてユニットバス24台などを追加発注しているにもかかわらず、最終契約書では4台分しか計上されておらず、20台分が未払いとなっており、その金額が1,879万

2,400円でございます。

ユニットバスなど追加した工事は工期内に終了しているものの、補正予算の計上などその他事務手続の懈怠もあり、本来必要な実績による精算変更契約を交わしておらず、出納閉鎖期間内に行うべき代金の精算が行えず、未払いが発生したものです。

この未払いに対する示談の内容が、受注業者と9月25日に確認されましたので、市の損害賠償審査会を開催して、9月議会に議案として提出することになりました。

本件は、報告・連絡・相談の不足や、コンプライアンス遵守の欠如、組織として対応の不備などがあったと考えております。

提案理由は、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これまで、公共工事着手の際には、事前調査や工程会議を行うなど、発注者の責務として対応してまいりましたが、公共工事に対する信頼の失墜とともに、相手法人及び市民皆様に対しまして改めて心からお詫びを申し上げます。

当然のことですが、今後はさらに職員のコンプライアンス遵守や、報告・連絡・相談の徹底を図り、組織として対応できるようチェック体制の強化を図り、このような事案が発生しないよう再発防止に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第65号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第23、議案第65号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。久間総務部長。

[総務部長（久間 博喜君） 登壇]

○総務部長（久間 博喜君） 議案第65号壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、古城団地（2棟）内部部分改修工事に係る不適正事務について、発注者としての行政責任を明確にするため、市長及び副市長の給料を1か月間10分の1減額するものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例。

第1条、趣旨。第2条、市長及び副市長の給料月額額の減額として、令和2年10月の給料の額について、100分の10を減じた額とするものでございます。

附則として、第1項、施行期日。この条例は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、壱岐市長及び教育長の給与の特例に関する条例（令和元年壱岐市条例第12号）は廃止をいたします。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

[総務部長（久間 博喜君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 単刀直入にお尋ねをいたします。

今回の、いわゆる減額について、市長、副市長、これは行政責任として提案されたのか。それとも、道義的責任として提案されたのか。いずれかをお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 本案につきましては、私を含めました、いわゆる仕事に対する懈怠であ

りまして、行政責任もございます。また、道義責任も当然ございます。いずれにも該当いたしません。

○議長（豊坂 敏文君） ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

日程第24．諮問第3号～日程第26．諮問第5号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第24、諮問第3号から日程第26、諮問第5号までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第3号、諮問第4号及び諮問第5号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の公認候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、勝本町仲触の人権擁護委員末永厚子氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案するものであります。

諮問第4号につきましては、石田町本村触の人権擁護委員福田祥一氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案するものであります。

諮問第5号につきましては、新たに勝本町東触の豊坂敏博氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、3件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号から諮問第5号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号から諮問第5号までの3件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第3号から諮問第5号までの3件について、一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第3号から諮問第5号までの3件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。諮問第3号から諮問第5号までの3件については、これを了承することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、諮問第3号から諮問第5号までの3件については、了承することに決定いたしました。

日程第27. 発議第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第27、発議第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。7番、久保田恒憲議員。

〔提出議員（久保田恒憲君） 登壇〕

○提出議員（7番 久保田恒憲君） 発議第1号。

令和2年9月29日。

壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

提出者、壱岐市議会議員、久保田恒憲。

賛成者、壱岐市議会議員、山内豊、同じく中原正博。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても地方税、地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療、介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続にあたっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず断じて行わないこと。

先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時、異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期

限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日。

長崎県壱岐市議会議長、豊坂敏文。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上です。

〔提出議員（久保田恒憲君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1. 議案第66号

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。ただいま市長より議案第66号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第66号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、財政課長に説明をさせますのでよろしくお願い致します。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 松尾財政課長。

〔財政課長（松尾 勝則君） 登壇〕

○財政課長（松尾 勝則君） 議案第66号令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億4,300万円とします。

第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費。第2条、繰越明許費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費で、2款1項総務管理費壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事につきましては、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、事業の完了予定及び繰越し理由等の詳細につきましては、別紙資料5、令和2年度9月追加補正予算（案）概要の10から11ページに記載のとおりでございます。

5ページをお開き願います。

第3表、地方債補正。1、変更で、災害復旧事業債は、限度額9,980万円を1億2,730万円に、2,750万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により主な内容を御説明いたします。

今回の補正は、今月初めの台風9号、10号の接近に伴い被災しました各所管の公共施設に係る修繕料、及び市営住宅改修工事に係る損害賠償金等について補正を行うものでございます。

まず、歳入について説明いたします。

10から11ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税で、今回不足する一般財源について、普通交付税で1億3,560万6,000円を増額しております。

次に、12款1項1目農林水産業費分担金の180万円、及び15款2項4目農林水産業費県補助金の900万円につきましては、梅雨前線豪雨により被災しました住居背後地の林地災害につきまして、事業費に対する10%の受益者負担金及び補助率50%の県補助金をそれぞれ計上しております。

次に、20款4項3目雑入で、今回の台風被害に係る市有建物災害共済金2,734万4,000円を計上しております。

次に、21款1項9目災害復旧事業債につきましては、台風により被災しました久喜漁港、初山漁港の防波堤災害復旧事業等に対し2,750万円を増額しております。

次に、歳出について説明いたします。

事業内容につきましては、別紙資料5の令和2年度9月追加補正予算（案）概要で説明いたします。

2から3ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費で、ITを活用した組織コミュニケーションの効率化に向けた取組といたしまして、自治体ビジネスチャットの試行導入に係る職員100名分のアカウント料、システムのライセンス料につきまして66万円を計上しております。

以下、9ページまで各所管の公共施設に係る修繕料等、台風被害の復旧経費につきまして、それぞれ所要の額を計上しております。

以上で、議案第66号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（松尾 勝則君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 今、ケーブルテレビの繰越しが提案をされました。

この件に関しては、市当局はなるべく年度内に完成をさせたいという意向で、今議会でもお述べになったと思います。そして、9月25日、島内新聞報道によりますと、これはいわゆる当初

は51号として提案をされておりましたが、これは9月16日一般質問終了後に議会に取下げの上程がありまして、満場一致で取下げを許可いたしました。

その理由といたしまして、この島内紙はこのように報道をしております。

市は、顧問弁護士に相談をして、違法性がないことは確認されたが、金額が大きく、競争入札をしないことがふさわしいとは言えないと判断して、取り下げた理由を説明したという報道をなされております。

この説明は、確かではございません。本田企画振興部長が市長の代理指名によって取下げ理由を説明をされたと思います。

本議会で、当然取下げ理由は説明をされ、議決を行ったわけでありまして。こうした記事の説明がされたのかどうか。記憶に定かではございませんでしょうが、記憶をひもといてください。記憶がひもとけないならば、議事録の開示を求めます。

以上、この件に関する、これは市長が答えておられません。冒頭、取下げ理由を言われただけです。本田企画振興部長にお尋ねをいたします。確認です。確認なんですね。正確なことを、僕たちは議決をするわけですから、正確な取下げ理由がこういうことがあったのかどうか、確認をいたしたい。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（本田 政明君） ただいまの音嶋議員の御質問にお答えをいたします。

取下げ理由につきましては、契約を精査するというところで取下げをしたと記憶に、答弁したと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（8番 音嶋 正吾君） 企画振興部長の発言に信憑性を私も疑いません。

しかし、こういうことは市民に正確に知らせる必要がございます。そして、我々は議決する上で、正確な内容を拝聴して議決を行っております。

議事録を開示を求めたい。正確な本田企画振興部長の取下げ理由の議事録の開示を、後ほどで結構でございます。求めたい。

私は、これは執行側の提案をする、そして我々は慎重審議をして議決をする。その説明内容において我々は動いておるわけですので、こうした事実があったとするならば、本当に議会軽視です。

一部には、こういう報道を流して議会に説明をしないとか。私ね、これフェイクニュースじゃないかと思いましたよ。この記事を見て。私がね、元来身体的な障害を持っているからね、耳が遠いから聞き違ったんじゃないかと疑いましたよ。

議長、今後ですネきちっと精査していただきたい。このことを申し添えておきます。

○議長（豊坂 敏文君） 今、発言がありましたが、議事録作成にもちょっと費やしますが、作成次第確認したいと思います。

ほかにありませんか。植村議員。

○議員（4番 植村 圭司君） すいません、細かい話が1つあって、確認なんですけども、私の記憶では、たしか花雲亭の屋根も壊れていたと思うんです。今回、この上程されている分が全体額、全体のその把握している被害のうち全部なのか、それとも今後、出てくるものかを確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 担当部局、答弁を。市民部長。

○市民部長（石尾 正彦君） 植村議員の御質問にお答えいたします。

現在上程いたしております予算には、花雲亭の分は……。 （発言する者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（松尾 勝則君） 今、主要事業の概要には載せておりませんが、花雲亭の分も入っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（4番 植村 圭司君） 分かりました。載っていなかったんで気になったんですけども、もし載っていないものも含めて、被害を確認していて今後まだ対応しないといけないものがあれば早急にやっていただきたいというお願いをいたしまして、終わります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。本案件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、白川博一市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 閉会にあたりまして御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、9月10日から本日まで、20日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営にあたる所存でございますので、今後とも御指導、御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、行政報告において申し上げましたが、去る9月2日夜から3日未明にかけて台風9号が、6日夜から7日朝方にかけて台風10号が、立て続けに本市に接近、通過いたしました。

本市では、幸い人的被害はありませんでしたが、今回の2度の台風により、芦辺漁港及び久喜漁港の港湾施設の被災並びに停電、断水、倒木等の被害がありました。また、光ケーブルの断線が発生し、復旧までに時間を要し、多数の御家庭に御不便と御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

被災箇所については、関係機関等と連携を図り、早期復旧に努めていますので、市民皆様の御理解と御協力をお願いするものでございます。

今後も、いつ起こるか分からない自然災害等に対し、危機管理は行政の最大の責務を常に念頭に置き、引き続き関係機関と連携を図り、防災対策の徹底を図ってまいります。

市民皆様には、危険箇所の確認や備蓄品の準備など、平時からの備えをお願いいたします。

次に、本会議に提出いたしました議案第51号壱岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事請

負契約の締結については、地方自治法、壱岐市財務規則及び壱岐市随意契約ガイドラインに沿って、随意契約による契約事務を進めておりましたが、議員皆様から競争入札に付すべきではとの御意見等をいただいたところであり、契約内容の精査のため、9月16日に本議案を撤回させていただきます。

現在、契約内容の精査を行い、公募により請負業者を決定するよう準備を進めております。

今回、公募での入札とすることから、完成が年度を超えることとなりますが、一般利用者及びGIGAスクールの運営については影響が発生しないよう、十分調整を図ってまいります。

次に、本年7月、梅雨前線の活発な活動による記録的な豪雨により、九州地方を中心に甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨において、平成30年度に本市と同じく自治体SDGsモデル事業に選定された熊本県小国町も甚大な被害を受け、現在懸命な災害復旧に取り組まれております。このたび、小国町より災害時相互応援協定に基づく災害復旧業務への本市職員の派遣要請がありました。本市の技術職員の配置も大変厳しい状況にありますけれども、10月1日から令和3年3月までの6か月間、3か月交替により職員1名ずつ、2名を派遣することといたしました。

小国町とは、これまで同じSDGs未来都市として、北九州市とともにオール九州SDGsネットワークを設立し、情報共有や共同事業の実施など、一緒になってSDGsの取組を推進しております。SDGsの17の目標の1つに、パートナーシップで目標を達成しようとの理念に基づき、小国町の早期災害復旧への支援に努めてまいります。

早いもので、9月も終わりに近づき、日ごとに秋が深まってまいります。朝夕の冷え込みも本格的になってくることと思われますので、市民皆様、議員各位におかれましては、体調管理に十分留意され、日々御健勝にて過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和2年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 植村 圭司

署名議員 清水 修